

別表2（認定品目：再生路盤材）

認定基準	
項目	基準
①対象資材	道路等で使用する舗装用の再生路盤材（構造物の基礎材として使用する再生砕石（RC-40）を含む）を対象とする。
②品質性能	以下のすべての基準に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> • 粒度 「再生粒度調整砕石」「再生クラッシュラン」「再生アスファルト安定処理路盤材」のそれぞれについて、別表2-1の基準に適合すること。 • PI（塑性指数）、修正CBR等 「再生粒度調整砕石」「再生クラッシュラン」「再生アスファルト安定処理路盤材」のそれぞれについて、別表2-2の基準に適合すること。 • 不純物量（セメントコンクリート塊を再生資源に含む場合に適用） 不純物量は、JIS A 5021 付属書2（限度見本による再生骨材Hの不純物量試験方法）により試験を行い、不純物量（再生路盤材の品質に悪影響を及ぼす不純物）の上限値は別表2-3の基準に適合すること。
③品質管理	1. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 2. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
④再生資源の含有率	別表2-4に掲げる再生資源を使用し、その再生資源の合計重量が製品の重量比で10%以上含有し、これら以外の再生資源を含有していないこと。別表2-5に掲げられた再生資源については、さらにその品質・性能を満足していること。 <ul style="list-style-type: none"> • 「再生粒度調整砕石」及び「再生クラッシュラン」の再生資源含有割合について <ol style="list-style-type: none"> 1. 別表2-4に掲げる再生資源以外のものを加える場合は、新材(天然砕石)のみであること。 2. 「再生粒度調整砕石」における、アスファルトコンクリート塊の混合率は上限で25%以下とし、新材(天然砕石)を含む場合の上限もアスファルトコンクリート塊を25%以下とする。 3. 「再生クラッシュラン」における、アスファルトコンクリート塊の混合率は上限で40%以下とし、新材(天然砕石)を含む場合の上限もアスファルトコンクリート塊を40%以下とする。 • 一般廃棄物溶融スラグまたは産業廃棄物溶融スラグを含有する場合は、コンクリート塊またはアスファルトコンクリート塊に加えて、一般・産業廃棄物溶融スラグを製品の重量比で10%程度含有するものであること。 • 「再生アスファルト安定処理路盤材」の再生資源含有割合について アスファルトコンクリート再生骨材を製品の重量比で10%以上30%以下含有していること。 なお、上記の含有率以上であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
⑤環境安全性	1. 原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 2. アスファルトコンクリート再生骨材、コンクリート再生骨材以外の再生資源を用いる場合は、原則として製品または原料（再生資源）が溶出量基準Ⅱ群の基準に適合していること。 3. 一般廃棄物溶融スラグまたは産業廃棄物溶融スラグを再生資源として使用する場合は、併せて、製品または原料（再生資源）が含有量基準群（シアンに係る基準を除く）の基準に適合していること。 4. 建設汚泥を再生資源として使用する場合は、製品または原料（再生資源）が溶出量基準Ⅰ群及び含有量基準に適合すること。 ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、懸念される物質の基準に適合していること。
⑥環境負荷	1. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したとき、環境負荷低減効果があること。 2. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したとき、製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表2-6に定める項目について、環境負荷が増大しないこと。

別表2-1 再生砕石及び再生粒度調整砕石の粒度

種類		再生クラッシャー			再生粒度調整砕石			再生加熱アスファルト安定処理路盤材
ふるい目の開き	粒度範囲	40~0	30~0	20~0	40~0	30~0	25~0	40以下
	呼び名	RC-40 CM-40 CS-40	RC-30 CM-30 CS-30	RC-20 CM-20 CS-20	RM-40 MM-40 HMS-40 MS-40	RM-30 MM-30 HMS-30 MS-30	RM-20 MM-20 HMS-30 MS-20	
通過質量百分率(%)	53mm	100			100			100
	37.5mm	95~100	100		95~100	100		95~100
	31.5mm	—	95~100		—	95~100	100	—
	26.5mm	—	—	100	—	—	95~100	—
	19mm	50~80	55~85	95~100	60~90	60~90	—	50~100
	13.2mm	—	—	60~90	—	—	55~85	—
	4.75mm	15~40	15~45	20~50	30~65	30~65	30~65	—
	2.36mm	5~25	5~30	10~35	20~50	20~50	20~50	20~60
	425μm				10~30	10~30	10~30	—
	75μm				2~10	2~10	2~10	0~10
〔注〕 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。								

別表2-2 再生路盤材の品質 (PI、修正CBR、すりへり減量等)

種 別	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	
粒状路盤	再生クラッシュラン	PI (塑性指数)	舗装調査・試験法便覧 F005 (2007)	6以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001 (2007)	※20以上 [30以上]	
	すりへり減量	JIS A 1121	50%以下	
粒度調整路盤	再生粒度調整砕石	PI (塑性指数)	舗装調査・試験法便覧 F005 (2007)	4以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001 (2007)	※80以上 [90以上]	
	すりへり減量	JIS A 1121	50%以下	
上層路盤	再生加熱アスファルト 安定処理路盤材	PI (塑性指数)	舗装調査・試験法便覧 F005 (2007)	9以下
	安定度	舗装調査・試験法便覧 B001 (2007)	・加熱混合 : 3.43kN以上 ・常温混合 : 2.45kN以上	
	フロー値		10~40 1/100 cm	
	空隙率		3~12%	
アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 G028 (2007)	3.5~4.5%		

※アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合の修正CBR [] 内の数値を適用する。なお、40℃でCBR試験を行う場合は適用しない。

別表2-3 不純物量の上限值

分 類	不 純 物 の 内 容	上 限 値 ※ (%)
A	ガラス片	0.5
B	石こう及び石こうボード片	0.1
C	その他無機質系ボード	0.5
D	プラスチック片	0.5
E	木片、紙くず等	0.1
	不純物量の合計 (全不純物量)	1.0

※上限値は重量比で表し、各分類における不純物の内容の合計に対する値を示している。

別表2-4 再生路盤材の原料となる再生資源

原料となる再生資源	○コンクリート塊	○アスファルトコンクリート塊
	○一般廃棄物溶融スラグ	○産業廃棄物溶融スラグ
	○鉄鋼スラグ	○建設汚泥
	○石炭灰（フライアッシュ）	

別表2-5 再生路盤材に用いる再生資源の品質・性能

区分	再生資源の種別	品質・性能		
粒状路盤	クラッシュラン 高炉徐冷スラグ (CS)	試験項目	試験方法	規格値
		呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002 (2007)	呈色なし
	クラッシュラン 製鋼スラグ (CS)	試験項目	試験方法	規格値
	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004 (2007)	1.5以下	
	エージング期間	—	6ヶ月以上	
		ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進してエージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。		
	一般廃棄物溶融スラグ (CM) 産業廃棄物溶融スラグ (CM)	JIS A 5032 (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ) の規定に適合すること。		
粒度調整路盤	水硬性粒度調整 鉄鋼スラグ (HMS)	試験項目	試験方法	規格値
		呈色判定試験 (高炉徐冷スラグを対象)	舗装調査・試験法便覧 E002 (2007)	呈色なし
		水浸膨張比 (%) (製鋼スラグを対象)	舗装調査・試験法便覧 E004 (2007)	1.5以下
		エージング期間	—	6ヶ月以上
		一軸圧縮強さ [14日] (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E003 (2007)	1.2以上
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001 (2007)	80以上
		単位容積質量 (kg/ℓ)	舗装調査・試験法便覧 A023 (2007)	1.5以上

	粒度調整鉄鋼スラグ (MS)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呈色判定試験 (高炉徐冷スラグを対象)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E002 (2007)</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比 (%) (製鋼スラグを対象)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E004 (2007)</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>—</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001 (2007)</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量 (kg/l)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A023 (2007)</td> <td>1.5以上</td> </tr> </tbody> </table>			試験項目	試験方法	規格値	呈色判定試験 (高炉徐冷スラグを対象)	舗装調査・試験法便覧 E002 (2007)	呈色なし	水浸膨張比 (%) (製鋼スラグを対象)	舗装調査・試験法便覧 E004 (2007)	1.5以下	エージング期間	—	6ヶ月以上	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001 (2007)	80以上	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023 (2007)	1.5以上
	試験項目	試験方法	規格値																			
呈色判定試験 (高炉徐冷スラグを対象)	舗装調査・試験法便覧 E002 (2007)	呈色なし																				
水浸膨張比 (%) (製鋼スラグを対象)	舗装調査・試験法便覧 E004 (2007)	1.5以下																				
エージング期間	—	6ヶ月以上																				
修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001 (2007)	80以上																				
単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023 (2007)	1.5以上																				
	一般廃棄物溶融スラグ (MM) 産業廃棄物溶融スラグ (MM)	JIS A 5032 (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ) の規定に適合すること。																				
再生加熱 アスファルト 安定処理 路盤材	アスファルトコンク リート再生骨材	旧アスファルトの 含有率 (%)	旧アスファルトの 針入度 (25°C) 1/10mm	骨材の微粒分量 試験で75μmを 通過する量 (%)																		
		3.8以上	20以上	5以下																		
<p>〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>〔注2〕上記の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや路盤発生材の過度な混入を避けることを配慮し、さらに実績を加味して定めたものである。</p> <p>〔注3〕アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13mm、13~5mm、5~0mm の3種類の粒度や 20~13mm、13~0mm の2種類にふるい分けられている場合が多い。上記に示される各規格は、13~0mm の粒度区分のものに適用する。</p> <p>〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材の 13mm 以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。また、13~0mm あるいは 13~5mm、5~0mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13~0mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>〔注5〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量および 75 μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表わす。</p> <p>〔注6〕骨材の微粒分量試験は JIS A 1103 により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm 以下のふるいととまるものと、水洗後の 75 μm 以下のふるいととまるものを、気乾もしくは 60°C 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める (旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μm 以下のふるい通過分には含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。</p> <p>〔注7〕アスファルト混合物層の切削材は、その品質が上記の規格に適合するものであれば、再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。</p>																						

別表2-6 環境負荷増大が懸念される項目

<p>環境負荷の増大が懸念される項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 2. 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 3. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 4. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 5. リサイクルは可能か。リサイクルへの取り組みは実施しているか。 6. リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
------------------------	---